

# お知らせ

## アスベスト含有建築物の解体に係る規制の強化について

### 1 主旨

「環境の保全と創造に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、アスベスト等含有建築物の解体・改修については、吹き付けアスベストを含むものにあつては全ての、吹き付けアスベストを含まない建設材料を使用した建築物(以下、「非飛散性アスベスト含有建築物」という。)にあつては床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物を規制の対象としていましたが、スレートやビニール床タイルなど非飛散性アスベスト含有建築物であっても解体される際にはアスベストが飛散することが懸念されることから、この度「条例施行規則」及び「告示」を改正し、規制の強化を図ることとしました。

### 2 条例施行規則及び告示の改正の内容について

#### (1) 規制の対象となる非飛散性アスベスト含有建築物の面積要件を拡大(条例施行規則第15条第2項)

届出対象とする建築物の床面積を「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)における届出対象と同じ床面積 80m<sup>2</sup>以上とする。

(従前届出対象：床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上)

#### (2) 非飛散性アスベスト含有建築物解体時におけるアスベストの飛散防止基準を追加(条例第58条第1項の規定に基づく告示)

アスベストの使用状況を設計図書等によって調査し、その結果に基づき工事の施工計画を定める。

解体工事現場における切断又は破砕を行わず原形のまま撤去することを原則とする。

撤去された非飛散性アスベストを車両へ積み込む際は、アスベスト粉じんの飛散防止措置講じる。

標識の掲示を行う。

下地の色は吹き付けアスベストにあつては黄色、非飛散性アスベストにあつては白色とする。

### 3 施行期日

平成 17 年 11 月 1 日

### 4 標識の例

別紙参照

(別紙)  
(標識の例)

建築物の解体・改修工事のお知らせ 環境の保全と創造に関する条例に基づく基準に従い、石綿等粉じんの排出・飛散防止措置を講じて施工しています。			
届出年月日	平成 年 月 日	届出先 (TEL)	( 県民局環境課 - - )
商号、名称又は氏名	株式会社		
法人である場合の代表者の氏名	代表取締役社長		
建築物の解体・改修工事の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
作業期間及び作業内容	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (除去作業、封じ込め作業、囲い込み作業)		
石綿粉じんの大気中への排出・飛散防止措置の概要	(例) 作業場所の隔離、湿潤措置、換気装置		
連絡先	TEL - - 現場責任者		

注：下地の色 吹付けアスベスト：黄色  
非飛散性アスベスト：白色  
大きさ 縦 35cm 以上 横 40cm 以上